

## 一種の富豪税

三浦 周行

### 一 江戸時代の獻金御用金

嘉永六年に亞米利加の使節が渡來して互市を迫つてから、江戸幕府の當路者は今更の如くに長夜の眠から醒めて言路を洞開した爲め、士庶の特務策に關する上書が一時に多く提出された中に浪人儒者鈴木徳之助は全國の富豪に向つて獻金と用金とを課して夷寇に備ふるの至當なる事を論じていふやう、

夷寇の事は、日本惣國の力にて防候事故、右御費用の事は、惣國中之富豪へ獻金と御用金と二口に御分有之、格別過分に被致仰付候而當然の事と奉存候、其故は、士は僞服僞食をいたし、費用を省き、其餘れる物を以武備に充て、夷寇の來候時は死を決して防候所、農商の富民は何の勤も無之、飽食煖著逸居して士之苦勞戰死を傍觀致候道理は無之事に而、俱に同く力を盡すべきに候得は、其身分にて出來候蓄藏の財寶を差上、御備の御用に相立候事は、農商も海防之一廉を勤め、御國恩を報い奉る筋に相當可申、別而江戸の町人は萬一異國船内海に乘入候時は、如何程財寶を所持致候共、片時の安心も難成事に候へは、海防之御爲御用金

を勤候事は、御國恩を報い奉るのみならず、己の身を安んじ候に相成候故、是等の利害得失を考へ候節は、有金の大半を御用に勤候とも宜事に御座候、可相成は江戸にて百萬金も御收到に相成候様致度事に御座候、次に大坂の町人も江戸に非常の變出來、騷擾大に相成候時は融通全く相止り、甚指支に可相成事に候故、是亦利害江戸町人と同様に候得は、三四百萬金も御用被 仰付可然、江戸大坂如此に御座候得は、諸國も右に准し、自然過分に可相成事に候故惣計五六百萬より上成は千萬金にも至り可申、然る上は海防惣して御費用にも事足り、其上諸侯にも用支之家には、高に應し拜借金等被 仰付候事にも可相成候云々、全體之處は國を富し財を殖し候事は、根本より始て、數年の後に充滿致候様に可致事にて、民の金を括し取て、財用を足し候如きは、策の尤下なる事には候へとも、海防の事通りし上は、一時の機宜を以て、如此には取計可然と奉存候、御用金之分は追々御返しに相成、民を欺かざるの信を御示し被爲有度事に奉存候云々、

獻金は名は獻納であるけれども、多くの場合本人の自由意志や好意に出でたものではなく、強制的に賦課された。御用金は又拜借金とも借用金とも申して借入金であるから、期限内に返却すべき筈ではあつたが、これも其實大抵貸し切になつたものである。これを富豪に課した理由は武士階級が平生缺乏に堪へ餘財を武備に充て一死主恩に酬いやうとするに對して安逸を貪り飽衣暖食をなす富豪が其蓄財を捧げて國防費に獻納するは國恩に酬いる途でもあり且つ自家營業に對する危害を防止し安全を確保される譯であるといふに外ならぬ。

同じ頃小花和正助の上書には大名旗本を救済するが爲めに其債權者たる札差に命じて債務の軽減に同意せしめる策を立て、いふやう、

右御仕法被仰出候は、定而金主共之内にて不心得之者は迷惑申立、承伏不仕向も可有之、元來利を以て命と致し候は商賣の本分ゆへ、尤の儀には候得共、畢竟彼等誰の力にて大平に浴し、飽食暖衣致候哉、全く、幕府の御威徳と大小名家の力に御座候、其武家の困窮致、國役に事缺き候をも不顧、其身の利潤を計り候は極て不埒之義、いつく迄も右之御仕法の備相守、武家勝手向立直り候を相待候儀、御國恩の萬一を報し奉るに相當り、一には銘々彌以其身を安く致候基に御座候、萬一武家の警衛相弛み、外患も候砌は、いかに富家の商人たりとも、其臧屋敷財寶珠玉も保ち得る事叶はず、一體は惣棄捐被仰出候とも、仔細無之候時節に候得共、格別の御仁徳をもつて借財置附之御定御座候は、實以難有儀ゆへ、此趣徹底に諭し、いよ／＼不法申立候ものは嚴誅に處せられ候て可然云々、

これ亦武家が平生治安警察の任に當つて生命財産の安全を維持して呉れるのであるから武家の救済の爲めに當分其利益の幾分を犠牲に供するのは國恩に酬ゆる所以であるとの論法に基いて居るのである。

由來我國は農本國であるから商工業は輕んじられて居たのであるが、武家時代に社會の中心たるべき武士の收入略一定しながら(凶年の場合は減少を免れぬ)負擔は多くなり勝ちな地主であつたところから、極力儉約を奨励した。従つて必要以上に奢侈品を賣附け、此方針を裏切るが如き

恐れのある商人に對しては其營業地域や員數等に種々の制限を設けてこれを取締ることに傾いて來たが、分けても階級的社會政策に熱心であつた江戸幕府になつてからは町人に對する取締りが殊の外嚴重になつた。今それらの詳しい説明を避けて、只其營業の事だけについて觀察すると、彼等は常に一個の利得の爲めに他の利害を眼中に置かぬものであつて、もとより土流の齒すべからざる人間であるにも拘らず、太平の世に遭ひ、居住營業の安全を得て居るのは全く非常の國恩である。幕府は主義として彼等が不正の利得の上は前を刎ねるが如きことを欲しない。當時冥加金とか運上とか分一とかいふ營業税を徴したことはあるが、本來は彼等が此冥加に感激して自發的に勞役を提供し若しくは獻金を願出づる場合特にこれを許可するといふの精神から來て居たことは國役とか冥加とかいふ名稱が明らかに示して居る。さればこそ天保十二年に幕府が問屋組合を廢し、「諸品素人直賣買勝手次第」たることに改めた際には此冥加金の納納をも廢して仕舞つたが、當時の觸にも、

菱垣廻船積問屋共より、是迄年々金一萬二百兩宛冥加上納致來候處、問屋共不正の趣も相聞候に付、以來上納に不及候、

とあつて、冥加金は幕府から強制したのではなく、問屋から上納し來つたものであること、問屋に不正行爲があつたから其上納は許されないことを明らかにして居る。其後幕府は嘉永四年に問屋仲間の復興を命じたけれども、冥加金の納納は原則としては許可せぬ方針に定めた。

されば前記小花和正助の上書には外患に對する軍資を充實させる爲め寺院町人豪農に獻金を命

するの急務に説いて、

三都を始め浦々迄之寺院町人豪農に至る迄、凡萬兩以上之物持へ身代一割の獻金可被 仰付 是にては格別之痛みとも不相成、大數を臆測之所、大凡七八百萬兩之貸一時に御取上ケ出來 可申、是亦前條金主とも同様の利害を御諭し可有之云々

と論じて居る。彼れは寛政年中無事の日にすら諸國町人中多額の米穀金銀の獻上を願出でたものもあつた位であるから此命に應ずるの至當であるとするもので、殊に僧侶の如きは非常の際無用のものではあるし、平日口に唱ふる衆生濟度の本願にも叶ふ譯であるから、必ず欣然として獻金するであらうと申して居る。

されば此獻金と事實上獻金となり勝であつた御用金は獻金の意味で上納することになつて居た冥加金や運上分一と共に一種の租稅であつたといへるが、後者が一定の納期稅額のあつて年々普遍的に各種の商工業者から納付されたのに反して、前者は臨時的性質(所謂一時の權宜)を有つて居つて、富豪階級から徵收し、表面懇談的態度を取り、従つて納附者にも哀訴歎願の餘地を與へたが、其實多くの場合、強制的徵收に異ならずして、鈴木徳之助の上書に漸次返還して民を欺かざるの信を示さんことを望んだ御用金拜借金も事實獻金に終る場合の多かつたことは前にも述べた通りある。要するに一種の階級稅富豪稅であつたといへる。

## 二 室町時代の土倉酒屋の課稅

然らばこれと同一若しくは類似のものが前代に見當らなかつたか。これから少しく此點について考察して見たい。

斯る徴收の動機が幕府の財政上の窮乏を救ふにあつたことは今更申す迄もない。鎌倉時代には有名なる徳政を行つて土倉其他の債權者に損害を與へたことはあるけれども、それらに向つて負擔を課したことは見當らぬが、建武式目には既に土倉に向つて營業不能に至る程の莫大なる課税を宛てたことが見え、爾來室町幕府は土倉及びこれと同種の營業であつた酒屋に對する課税を最も有力なる財源と看做して最も多くの負擔を餘儀なくしたのである。此時代の最盛時期といはるる義滿の時代に一年四季に徴收した倉役即ち土倉の營業税は義教の時代には毎月徴收することゝなつたが、義政時代になつてから徴收の臨時が増加して甚しきに至ると一ヶ月に實に八九回にさへ及んだといはれる。これは兎も角倉役なる名義であつたもの、其他幕府に於て臨時に經費の必要を生じた場合には幕府は富豪に向つて獻金を強ひた。土倉の有利な營業であつたことはいふ迄もないが、酒屋にも素封家が少くなかつたらしい。蔭涼軒日錄文正元年七月四日條に五條坊門の柳屋といふ酒屋の事を書いて、五條坊門西洞院酒家宗曰「柳也」、毎月於「公方」獻「六十貫美酒」也、一年之内以上七百二十貫文以爲「月課」云、琴齋僧以「柳家」爲「檀那」、仍說「此事」、不爲「莫大之困究」哉とある。味噌屋もよい商賣であつたと見えて、大乘院寺社雜事記同年十二月二十八日條に管領畠山政長の兵が勘解由小路富小路の味噌屋へ兵糧料の役錢(戰時特別税)を課したに應じなかつたのを怒つて放火した爲め近隣迄悉く焼失したことが見える。されば寛正四年八月將軍義政が生母

裏松氏の爲めに行ふ法會の經費について公卿や守護と共に土倉酒屋味噌屋にも進上させた。もとより進上といふのであるから獻金の形式ではあつたが、其實幕府から内々三ヶ國の守護は萬疋、二ヶ國の守護は五千疋、以下これに准すべしとの沙汰があり、又土倉酒屋味噌屋は五百疋づゝ進めるやうにとの事であつた、尤も土倉の中でも正實、定光、善住(禪住とも)定泉の四人は御倉と申して將軍の倉を預つて居た富豪中の代表的の人物であつたから特に千疋づゝ進上したといふ。守護はこれを各自部下の士民に轉嫁することが出來たが、土倉酒屋等は誰に轉嫁したものであらう。斯様に考へると、彼等が當時の一名物ともいふべき土一揆の襲撃の目的となつて其借書や質物を取戻され、甚しきは放火掠奪の憂目にあはされるに至つたのも、又幕府が土倉酒屋の保護に傾いて輒く士民の要求を容れ兼ねたのも、皆相當の事情があつたことを認めねばならぬ。

寺院の如きも多年朝野の信仰歸依に依つて多くの寺産を擁して居たものが多く、中には土倉の如く一般へ貸附けて利殖を圖つたものもあつて、優に富豪階級に數へらるゝものが少くなかつた。特に幕府と密接の關係のあつた京の五山の如きは平素幕府の保護も厚かつた丈に將軍の用金を課せらるゝことも屢であつた。文龜二年十二月に幕府が南禪建仁東福三寺の寺官を召して用脚各萬疋を上つることを命じたことがある。當時三條西實隆はこれを評して不可說事也矣といつて居るけれども、實は餘儀ない事情にあつたのである。

### 三 有徳錢、矢錢、判錢

此時代に初めて見えて是迄餘り注意されぬ一つの税目があつた。徳錢、有徳錢若しくは有福と稱したものがそれであつて、其實同一のものである。大乘院寺社雜事記文明五年二月二十三日條に有徳の者に用錢を懸くとあるのを見ても富民に課する用錢即ち用金であるが、江戸時代の如く借入でなければ返還を要せぬ。同書には文明三年閏八月十一日條に又仍如先例諸山寺有徳錢等一段大儀之時は仰附之者也、及異儀之條不可然とあつて、段錢杯の租税とは違ひ、多額の經費を要する場合臨時に賦課したものである。

前に述べた如く、幕府も事實上それと同一の徴收を行つては居るけれども、此名稱で徴收したのは幕府以外の守護や寺院等であつた。併しそれには幕府の承認を要したものと見えて、寛正六年十一月和泉國半國守護細川常有の邸を將軍義政の夫人日野氏の産所に充て同國の兩守護に共同してこれを建てさせるについて、其經費に充つる爲め同國には一般に段錢棟別錢を徴收することを幕府より許可したが、當時堺南莊は京都相國寺崇壽院領であつたので、同地の市民には特に徳錢を課することを許した。蔭涼軒日録十二月十日條に、

以松田丹後守爲御使被仰出、今度若公御産所經營勤之、和泉守護力乏而難辨、仍崇壽院領和泉堺有福之事、限今度被仰付、以後可有御免許之由懇々被仰出、以此趣命于崇壽一也云々、

と見えるが、同じく十七日條には、

崇壽院領和泉堺有福被懸、以來年々貢三百貫文可辨、然則有御免許者可爲望之由被

し申、以松田丹後守可相尋之由被仰出也、

とあるから前の徳銭は即ち有福なること言ふ迄もなからう。これに據ると、幕府は堺の徳銭徴收は是時に限つて許したもので、將來の免除に向て保障を與へて居るのである。従つて先例もなき守護の不法徴税に對しては幕府より其中止を命じて居る。例せば寛正四年十二月播磨國守護山名持豊が同國の等持院領に向つて有福を課した時には寺は先例のなきを楯に幕府に訴へ、又同五年三月に伯耆國守護山名教之が相國寺領同國由良郷に徳銭を課した時にも、寺は其違例を訴へ、幕府は守護に命じて還附させて居るのである。

其の他戰國時代には矢銭といふものがあつた。織田信長は永祿十一年十月攝津和泉等の寺院に矢銭を課し、尋で又奈良堺にも課した。これは一種の戰時税であつて、主として富裕な寺院や市民から徴收して居る。翌年三月尼崎の市民に對して強制執行しやうとして、端なくも其反抗を受け遂に火を放つて四町を焼き、男女三十人許を殺した。これ亦一種の富豪税であつたといへる。

最後に附加へたいのは同時代の制札銭である。何様戰國亂脈の時代の常として軍隊の軍紀も弛み、其通過する地方は掠奪放火等種々の狼籍を免れなかつた。當時これを避くべき唯一の方法として彼等を率ゐた主將からは是等の行爲を禁止した禁制即ち制札を受けてこれを要所々々に立て、置くことが行はれたが、それには判銭の名に於て多額の金額を納め、筆者たる右筆には筆功銭を、又仲介者には取次銭を拂はなければならなかつた。永祿十一年に信長が奈良市中に禁制を與へた時にも上等二百文から下等五十文迄十四五等の等級を設けて寺院や市民に判銭を徴收したが、其收

入は都合千貫弱に達したといはれる。此等級は各人の富の程度に依つたもので、富豪程多くの負擔を強ひられたことは言ふ迄もなく、従つて累進税の意味も含まれて居る。日本西教史に「此くの如き免許狀を得るは莫大の金額を納るを要す云々、前に堺に於て僅に四行の免狀を受くるに四千デユカーを信長に納めたり、又或る釋徒は輕事の免狀を受くるに金二十塊を納めたり」と書いて居るのがそれである。而かもこは軍隊の濫妨に對する最も有効なる方法であつて、生命財産の安全が此一枚の制札に依つて得られるのであるから、高い安いはいつて居られる餘地がなかつたのである。されば當時此制札の事を防禦制札ともいひ、判錢を防禦錢とも申して居た。そこに彼江戸時代の武士の治安警察の職務に對する報恩の意味に於て町人の獻金を至當と認められたものと思はれる上の一一致點を見出すことが出来る。